

## 第2回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和2年12月14日（月曜日）10時～12時

2 場 所 山梨県防災新館4階 409会議室

3 出席者  
（委員）

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、鈴木勝利、時田眞男、仁科加代子、宮城隆、  
柳田正明、山西孝、山本和子、渡辺喜久男、渡邊秀昭（50音順）

（県側等）

福祉保健部長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、スポーツ振興課、  
福祉保健総務課、健康長寿推進課、医務課、健康増進課、子育て政策課、  
子ども福祉課、山梨労働局職業安定部職業対策課

（事務局）障害福祉課

企画推進担当（6人）、施設支援担当（1人）、地域生活支援担当（1人）、  
心の健康担当（1人）

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

- （1）開会
- （2）福祉保健部長あいさつ
- （3）会長選出
- （4）議事
- （5）閉会

6 会議に付した議題

- （1）協議事項  
「やまなし障害児・障害者プラン2021」（仮称）の策定について
- （2）その他

7 議事の概要

- （1）「やまなし障害児・障害者プラン2021」（仮称）の策定について  
議題について、資料1により、事務局から説明した後、次のとおり協議した。

(議長)

新たなプランは、来年度から3年間の県の障害者施策の方向を示す重要なものであり、障害者基本法で、障害者計画等を策定するに当たり、この協議会の意見を聴くこととされている。事務局の説明についての質問、意見があるか。

(委員)

資料 p. 1 に『「超感染症社会」への移行に向けた取組の推進』という表現があるが、『超』と付けた意味を教えてください。

資料 p. 4 施策の柱 3、基本的施策④障害者スポーツの普及・振興の主な取組として、パラアスリートの育成とある。このパラアスリートという表現は聴覚障害者を含んでいるか教えてください。聴覚障害者の参加競技はパラリンピックではなく、デフリンピックに含まれているため確認したい。

(事務局)

新型コロナウイルスだけでなく、今後発生する可能性のある未知の感染症にも対応できる社会を構築するという意味で『「超感染症社会」への移行』という表現を用いている。

パラアスリートには聴覚障害者も含んでいる。障害者スポーツのアスリート全般を指している。

(委員)

県では、山梨県障害者施策推進協議会を設置し、障害福祉計画等について協議する場を設けているが、県内市町村の中には同様の協議会を設置していないところもある。市町村でも障害者施策に係る協議の場を作り、施策推進を図ってほしい。

資料 p. 1 施策の柱 1 の基本的施策に③差別の解消及び権利擁護の推進とあるが、虐待防止の取組も推進してほしい。ある調査では、障害者の約70%が虐待を経験しているというデータもある。虐待防止に向けた施策を県に実施してほしい。

(事務局)

各市町村の施策推進協議会の設置について、現在14市町村で設置がされている。法令上設置義務はないが、県全体の障害者施策を推進する立場として、未設置の13市町村に対して働きかけていきたいと思う。

虐待防止の施策については、資料 p. 2、施策の柱 1 の基本的施策③差別の解消及び権利擁護の推進の具体的な取組に記載のあるとおり、事業者や市町村を対象とした虐待防止のための研修実施といった虐待防止に向けた取組を計画に位置づけ、施策を実施していきたい。

(議長)

施策推進協議会を設置している市町村数の推移は。

(事務局)

概ね変わらない数で推移していると認識している。

(議長)

大きな変動がないのであれば、県から市町村に対して働きかけが必要ということかも

しれない。

(委員)

近年、障害者の文化芸術活動や障害者スポーツに対する理解が得られており、様々な施策が実施されていると感じる。特に地域の自立支援協議会が、当事者の声を吸い上げる場として機能しているようである。そこで、県の自立支援協議会における施策提案の内容を教えてもらいたい。

(事務局)

第1回障害者施策推進協議会において令和元年度山梨県自立支援協議会の活動実績について報告させていただいたが、自立支援協議会の施策提案について、あらためて文書等で報告させていただく。

(議長)

自立支援協議会だけでは解決が難しい事項は当協議会でも検討するべきだと思うので、事務局には報告をお願いしたい。

(委員)

資料 p.4 施策の柱3の基本的施策④障害者スポーツの普及・振興の主な取組として、障害者スポーツの拠点づくりとあるが具体的に内容を教えてほしい。ボランティアセンターの利用ができなくなり、サウンドテーブルテニスの練習場所がなくなったため、県視覚障害者協会から県に対して練習場の確保を要望している状況。障害者スポーツの拠点づくりにより、障害者スポーツの練習場所ができるか聞きたい。

(事務局)

地域における障害者スポーツの拠点づくりは、特別支援学校のスポーツ施設を活用した交流教室等について、これまで以上に開催回数を増やし、県内4圏域全てで実施するというものである。施設の整備を行うという内容のものではない。

(委員)

交流教室というのは誰と誰の交流を想定しているのか。

(事務局)

障害のある方とそうでない方が交流する機会の創設ということで推進している。

ボランティアセンターが利用できず、サウンドテーブルテニスの練習場所がなくなった件については、現在改修中のボランティアセンターにおいて、改修後にサウンドテーブルテニスの練習場を確保することができるよう庁内調整を行っているので、その結果を改めて報告させていただければと思う。

(議長)

視覚障害のある方については、読書バリアフリー法という法律もあり、対面朗読等について規定しているので、その辺りも踏まえて今後の施策を計画してもらえればと思う。

(委員)

資料 p.5 の地域生活移行者数の成果目標値が記載されているが、目標値については、市町村の目標値を参考にして達成可能な数値を設定するのではなく、施設入所者へのヒアリング等に基づき決定してほしい。この数値は、他の障害者施策に与える影響も大きいので特に重要と考えている。

(事務局)

当該目標値の設定においては、市町村にて実施した施設入所者へのヒアリングや意向調査により設定した数値を元にしており、また国で定めた目標数値を超えるよう設定している。現在、障害者の高齢化・重度化により、市町村による施設入所者へのヒアリングや意向調査の結果では、障害のある方の地域生活移行が難しい状況であるが、国の掲げる目標数値を満たせるよう設定した数値であり、容易に達成可能な数値を設定したものではない。

(委員)

障害者の高齢化・重度化により地域生活移行が難しいのであれば、そういった方が地域で安心して暮らせるグループホームの整備や県独自の支援につなげてほしいと思う。

(事務局)

委員の方々の意見も踏まえながら、地域の受け皿の整備について検討していきたい。

(議長)

高齢化する障害者に対しては、介護保険での支援も重要であり、障害福祉と介護福祉との連携も重要になってくる。

(委員)

精神に障害のある方についても、地域に受け皿がないと地域移行は進まない。民間の力も使いながら、他県の例も参考に地域の受け皿の整備を進めてもらいたい。また、精神科病院でも地域移行への医療的・福祉的な支援を行えるような支援を実施してもらいたい。

(事務局)

地域での受け皿を整備することが大事だと思う。

(委員)

資料 p.2 施策の柱1の基本的施策⑤安全・安心の確保 c 超感染症社会への移行に向けた取組の推進の主な取組として精神科病院に対する指導・助言とあるが、具体的にどのようなことか。

(事務局)

精神科病院では、入院患者同士のふれあいが重視されており一緒に過ごす時間が長い。そのため、精神科病院で一度感染症が発生してしまうと病院全体に感染が広まりかねないため、精神科病院に対して、感染症予防対策の徹底や、感染症発生時の対応等必要な指導助言を関係課と共同で実施したいと考えている。

(委員)

資料 P. 4 施策の柱 3 の基本的施策③社会参加への支援、a 意思疎通支援の充実とあるが、この施策の前提には、手話は言語であるということを明確にすることが非常に重要となる。手話の学習環境の整備等を円滑に進めるためにも、山梨県手話言語条例の策定が必要と考えている。当該条例の策定状況について確認したい。

資料 P. 2 施策の柱 1 の基本的施策⑤安全・安心の確保の主な数値目標として、DPAT の登録数を R5 年度までに 12 チームにすると記載されているが、チームとは具体的にどのようなことをしているのか。チームの構成員についても確認したい。

(事務局)

現在、山梨県幸住条例に基づき、手話を言語として施策を実施している状況であり、幸住条例と内容の重複する手話言語条例を独自に策定するのは難しい側面もあるが、策定できる方法を検討したい。

DPAT については、災害時に派遣される精神医療チームである。チームの構成員は医師、看護師、精神保健福祉士等であり、被災地の精神科病院が機能不全の場合の支援や、避難所等で被災者の支援を行うものである。

(委員)

幸住条例と重複する部分があるとしても、さらに手話を社会に広めるためには、独立した手話言語条例が必要と考えている。策定に向けた検討を是非進めてもらいたい。

DPAT の件については、県内の災害に限定しての活動か。また、聴覚に障害のある方との意思疎通のために、手話を使える方は構成員としているか。

(事務局)

DPAT は全国的に組織されており、県外の災害にも派遣される。また本県の災害に他県からの応援を受けることもできる。構成員についても国の DPAT 事務局から要件が示されており、要件に合致している精神科医等が、さらに必要な研修を受けることで構成員となることができる。御指摘の意思疎通を円滑に行うための整備については、今後検討が必要。

(委員)

精神科病院での感染症対策の問題は非常に深刻であり、いつクラスターが発生してもおかしくない状況。北病院はしっかりと対応してくれているが、病院だけの力では無理なので、精神障害者家族会としても中央病院からの支援等について働きかけていきたい。

(委員)

新プランは、現行プランを基盤にしているということだが、現行プランに対する評価が分からないので説明してほしい。

看護の現場では、当該プランによって良くなったという実感がない。医療的ケア児についての支援の充実や、幼児期からの切れ目のない支援が必要だと思う。また、医療的ケア児に対するサービス量も少なく、短期入所を受け入れているのもあけぼの医療福祉センターや国立甲府病院しかない状況であり、改善が必要ではないか。

資料 p. 3 施策の柱 2 の基本的施策②障害福祉サービスの充実・質の向上の主な数値目

標に短期入所事業所のベッド数を R5 年度までに 296 床にするとあるが、ベッド数だけでなく、事業所数も重要になると思う。

(事務局)

現行プランの進捗状況については、毎年当協議会にて報告させていただいている。令和元年度の実績については、本年 8 月の第 1 回協議会で報告しているが、11 月から就任した新委員には報告していないため、改めて資料を送付する。内容としては、令和元年度については、数値目標全体の 8 割を達成しており、残り 2 割の未達成の目標について、今後の取組をお示しした。詳細は資料を御確認いただきたい。

医療的ケア児者に対する県の支援について、資料 p. 3 施策の柱 2 の基本的施策③保健・医療の充実 c 医療的ケアを要する障害児（者）の支援にあるとおり計画に位置づけて施策を実施していきたい。御指摘のとおり、幼児期からの切れ目のない支援が必要と考え、県でも支援検討会議を設定して検討を進めている。サービスの量については、障害児、特に医療的なケアを必要とする方々に対するサービスが少ない。人材が少ないということも認識しており、これに同会議の場で御意見をいただくと共に、県でも人材育成のための施策を予定している。短期入所を利用する場があればの医療福祉センターと国立甲府病院以外にない状況を改善するため、中北以外の 3 圏域でもサービスが充実するよう取組を進めたいと考えており、年明けから動き始めたい。また、御指摘いただいた令和 5 年度 296 床という目標については、改めて数値を見直した上で、施設数についても次回委員会にて説明させていただく。

(委員)

中北圏域以外のサービスが少ないと感じているので、改善に向けて動いていただければと思う。

(委員)

共生社会の実現を基本理念とし、3 つの施策の柱を設けて各種施策を実施する新障害者プランに基づき、障害者施策の充実を図ってほしい。また、今回のプランで新たに項目となった障害スポーツの普及・振興や文化芸術活動の充実は重要だと感じる。県として障害者スポーツの振興として、具体的にどのようなことを行っているか確認したい。

(事務局)

指導員の派遣事業や、スポーツ交流教室を実施していく。スポーツ交流教室ではボッチャ等を実施し、障害の有無にかかわらず多くの方に参加いただけるような事業を展開していく。

文化芸術活動の充実については、現在行っている芸術文化祭や文化展を、今後さらに充実させる予定。障害者プランの中に位置づけ実効性のある形で取り組んでいきたい。

(委員)

資料 p. 3 施策の柱 2 の基本的施策③保健・医療の充実 b 保健・医療の充実などの主な取組に記載のある患者負担の少ない麻酔を用いた治療ができる歯科医師などの養成として、県歯科医師会にて養成のための研修を実施している。また、従来宿泊が必要だった歯科診療について、静脈内鎮静法を用いた方法により、県口腔保健センターで外来で実施できるよう整備している。新型コロナウイルス蔓延により障害児者がデイサービス等

に行けなくなり精神的に苦しんでいることから、必要な施策を実施する必要性を感じている。

(委員)

新型コロナウイルスが蔓延するこの状況はまだしばらく続きそうである。県と市町村が連携して障害者施策を実施していければと思う。今後も協議会委員の意見を聞く中で、県の施策を実施してもらいたいと思う。

(委員)

資料 p. 2 施策の柱 1 の基本的施策①相互理解の促進の主な取組に依存症に関する知識と理解の普及とあるが、依存症に関する知識を学ばせるためにはある程度の時間をかける必要がある。教育関係部署とも連携し、理解を深めるための教育が必要。また、施策の柱 1②民間との協働体制の整備・市町村との連携 aNP0、ボランティア等の活動の推進に依存症問題の改善に取り組む団体等の活動の支援とあるが、特にアルコール依存について、関係団体が少ないことも解決すべき課題と感じている。基本的施策⑤安全・安心の確保 c 超感染症社会への移行に向けた取組の推進について、ウェブを利用した取組やホームページの立ち上げにおいては、目標設定を明確にした方が良いと思う。資料 p. 3 施策の柱 2 基本的施策①自己選択・自己決定の支援 a 相談支援体制の構築について、研修を修了した方の数と働いている方の数が違うので働いている方の数を増やすことが重要だと考えている。c 住宅の確保について、障害者が賃貸住宅への入居を断られる事案もあると承知しており、こういった差別解消に向けた対応が必要だと思う。p. 4 施策の柱 3 の基本的施策②雇用・就労・定着に向けた支援について、一般就労に繋がっている人たちの声を施策に反映させることが重要だと考える。⑤文化芸術活動の充実について、内容もだが、障害福祉活動としての側面も重要と考えている。

(議長)

本日いただいた意見をもとに、事務局で新たなプランの素案を策定して次回委員会で諮るということでよいか。

- 異議なし -

その他

(議長)

その他、委員から何かあるか。

(委員)

県立施設の民間移譲について、新聞報道では、9 千万円での有償譲渡を県が提示したとある。他県では無償譲渡が基本であるにもかかわらず、山梨県が有償譲渡としていることは問題ではないかと考えている。有償譲渡を基本とする現在の考えでは、今後他の施設の譲渡についても担い手が出てこないと思う。

県の事業を民間に行わせるということであれば、建物や土地も提供するからやってくださいというのが本来の県側のあるべき姿ではないか。

他県では、次回の建て替えまで行政で面倒を見るという例もある。社会福祉法人は、利益を上げることが目的ではなく、収益上黒字だったとしても次の福祉サービスに投資

していることを理解してほしい。福祉施設まで不動産鑑定士の査定金額で有償譲渡というような方法をとることに疑問を感じる。

(事務局)

本県ではすでに施設の有償譲渡をした例がある。本施設は、障害福祉サービスで運営していただいております。指定管理料は県で支出していない。年間収支も黒字である。施設は建設から十年少しの建物であり、それなりの評価額となったことから、応募に至らなかったのではないかと考えている。有償譲渡の手続きは進んでいない状況。施設を閉じることはできないので、施設運営の継続方法等について検討しているところ。

(委員)

特定事業について、収益上黒字となる場合もあるが、その他の事業や将来的な福祉サービスへの投資のためのものであることを考慮してほしい。

また、県立施設では利益がでていたということだが、前例の有償譲渡した施設の方に、なぜその利益を用いてグループホームを設立しないのか聞いたところ、県との契約上それはできないという説明だった。それでは社会福祉法人としての役割は果たせないと思う。指定管理の契約内容も見直しが必要と考える。

(議長)

御意見として承ることとする。

その他、事務局から何かあるか。

(事務局)

本年度、当協議会の委員の皆様の御意見をいただきながら、計画の策定作業を進めている。第2回目である今回の協議会でいただいた意見等を踏まえ、計画の素案の策定を進めていく。今後は、来年1月18日に第3回目を開催し、計画の素案について審議をいただき、3月に第4回目として計画の最終案について審議をいただく予定。正式な開催通知については、改めて行う。

(司会)

以上で、今年度第2回の山梨県障害者施策推進協議会を閉会する。